

平成  
二十四年  
五條市議会第二回臨時会会議録(第二号)

平成二十四年七月二十日(金曜日)

議事日程(第一号)

平成二十四年七月二十日 午前十時開議

- 第一 議第四十九号 工事請負契約の締結について
  - 第二 厚生建設常任委員会中間報告について
  - 第三 委員会の閉会中の継続審査について(議第五十号 やまと広域環境衛生事務組合への加入について)
- 追加日程第一 議第五十号に審査期限を付けることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一番 福 塚 実



事務局職員出席者

事務局長 乾 旬  
 事務局次長 藤 光  
 事務局係長 笹 豊  
 事務局主任 片 美  
 速記者 柳 美

すこやか市民部長 山 本 邦  
 あんしん福祉部長 櫻 井 三  
 産業環境部長 辻 信 彦  
 都市整備部長 森 敏 弘  
 消防長 窪 佳 秀  
 教育部長 町 口 正 治  
 水道局長 中 永 充  
 会計管理者 上 孝 男  
 西吉野支所長 丸 山 秀  
 大塔支所長 山 田 善 久  
 財政課長 和 田 剛 明  
 市長公室次長 新 井 健 夫  
 秘書課長 竹 本 勝 治  
 ふるさと創造課長 河 村 康 友

午前十時零分開会

○議長（益田吉博）ただいまから、去る十七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第四十九号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会に付託されました二議案のうち、ただいま議題となりました議第四十九号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十七日の本会議において当委員会に付託され、十八日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十九号 工事請負契約の締結につきましては、五條市消防庁舎建設工事で、設計金額は消費税抜きで十億八千五百六十八万円、最低制限価格は九億四千六十三万一千円であり、入札方法は総合評価落札方式一般競争入札で、五條市建設工事等請負業者選定審査会で定められた入札の条件の下、二共同企業体が入札に参加して、七月二日に開札を行い、入札金額は二共同企業体とも最低制限価格の九億四千六十三万一千円であったため、技術評価点が一一七・六点で一番高い五條市消防庁舎建設工事大林・田原特定建設工事共同企業体代表者株式会社大林組奈良営業所が落札した等の説明がありました。委員から、五條市のA級の業者数と五條市の業者でも請負できるのか。ただしたのに対し「建築一式工事の総合評定値が九百五十点以上のA級の業者は五條市では二者で、入札に参加できるので入札を執行した。」との答弁がござい

たが、委員から、五條市民の税金で消防庁舎を建設するのだから五條市の業者が受注することができるようにしてもらいたい等の意見がありました。

また、委員から、大林・田原特定建設工事共同企業体と錢高組・キタムラ特定建設工事共同企業体の技術評価点一点の差についてただしたのに対し、「企業の施工実績で六・六と五・六で差が出た。」との答弁がありました。委員から、大手ゼネコンと中堅ゼネコンの二者の入札であれば、なぜ最初から大手ゼネコンが有利になるような入札の仕方をしたのか。ただしたのに対し、「五條市建設工事等請負業者選定審査会で建築一式工事の総合評定値が一千五百点以上と決定され、その中には、スーパーゼネコンと呼ばれる五者を含む十四者が五條市に登録されているが、二者の共同企業体しか入札に参加してこなかった。」との答弁がありました。

次に、談合疑惑の投書があったことについて、議長から理事者に対応をするようにとの意見に対するその後の対応についてただしたのに対し、「六月十九日の本会議において緊急質問もあったことから、六月二十一日に五條市建設工事等請負業者選定審査会を開催し、技術評価点を決定するとともに談合疑惑に関する業者への聴き取り調査を行うこと並びに公正取引委員会及び五條警察署に談合情報の状況を報告することを決定し、翌二十二日に公正取引委員会近畿・中国・四国事務所へ報告し、五條警察署にも相談、内容の報告をした。

さらに、二十七日に五條市消防庁舎建設工事の談合疑惑の事情聴取を共同企業体を構成する四業者から個別に事実確認を行い、誓約書の提出をいただいた上で七月二日に開札を行った。ただ、議長に報告をすべきであったと考えている。」との答弁がありました。委員から、議会の代表である議長からの忠告に対して何の経過説明もなかったのは議会軽視であるので、副市長から何らかの謝罪があつてしかるべきであるとの意見がありました。

また、総合評価落札方式一般競争入札では、今後の工事についても同じ業者が受注することにならないか。ただしたのに対し、「五條市建設工事等請負業者選定審査会において、土木工事で二千万円以上の工事ごとに参加の条件を検討して決定している。審査会の構成は、会長が副市長、副会長は市長公室長、委員は都市整備部長、総務部長、監理課長、担当部長である消防長である。」との答弁がありました。

委員から、消防庁舎の建設については、榎市長、吉野市長そして太田市長になり、やっとな入札するところまで来て談合疑惑の投書があった。今後は談合疑惑が発生しないような新しい入札方法を考えてもらいたい等の意見がありました。

委員から、以前は、A級の業者が五條市で七者あったが、今は二者であるのは、五年ほど前から入札の方法が変わり、公共事業に参加しにくい状況になったことから、民間の工事受注に力を入れてきている。このような状況では、談合は考えられない等の意見がありました。

トイレ休憩のため午前十一時五分に休憩しました。

午前十一時三十一分に再開し、副市長から、議長に対し報告がなかったことに対する謝罪の言葉とともに、今後は、議長を始め議会議員とも連携を密にして事務事業を進めてまいりたいとの発言がありました。

午前十一時三十五分に昼食のため休憩しました。

午後一時三分に再開し、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行った結果、可否同数となり委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十七日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第四十九号、五條市消防庁舎建設工事請負契約の締結に関する賛成討論をさせていただきますと思います。

もう申し上げる必要もありませんけれども、消防庁舎の建設の重要性と緊急性につきましたは、現在の消防庁舎は昭和五十六年の建築基準法改正以前の建物が半分を占めております。耐震性はないわけでありまして、

緊急性につきましては、昨年の九月の台風十二号災害への緊急出動、また政府先頭に全国的に言われております大型地震の発生、特にこの五條、近畿に関しては東海・東南海・南海地震の発生が啓発されているわけでありまして、少しでも丈夫な消防庁舎を早く建設しなければならぬ、それが五條市民の命と財産を守ることに近づくことではないかと思えます。

そういう経過から、今回この工事契約の議案が上がってきているわけでありませけれども、この建設工事の入札業者の募集をする前に、五條市としてこの建設費用を幾らくらいに見積っているのかということも、もう既に委員長の方からも報告ありましたけれども、もう一度申し上げますと、設計価格といたしまして十億八千五百六十八万円です。ここから以下低い金額で入札しても落札はできませんよという最低制限価格は九億四千六十三万一千円です。これを入札業者の募集前に五條市は業者に公表しているわけですね。なぜしているのかと言いますと、皆さん方も御存じのように、昨年の年末から今年にかけて下市町におきまして、最低制限価格の聞き取りに対する不正問題が起りましたね。ああいうことが起こらないように、五條市はもう既に平成十二年から入札業者募集前に事前公表をしているわけです。そしてこの事前公表を行った後、業者選定に入ったということでもありますけれども、その業者選定はどういう基準で選定したのかというふうに言いますと、五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱というのが、平成十七年に、これはもう既に作られておりました、これに基づいて業者選定をしております。この業者選定の担当には誰が当たったのかと言いますと、五條市の副市長、市長公室長、都市整備部長、総務部長、監理課長、そして消防庁舎でありますから消防長が業者選定のメンバーとして入って行いました。

そして、どれくらいの力のある業者にやってもらうかということになるわけでありませけれども、皆さん方も御存じのように、十億前後の建設費です。そして阪神淡路大震災の地震にも耐えるような頑丈な、そしていろんな要求に応えられる多種多様な機能を持った複雑な建物でありますから、だからやはりこういう建物を建設する上においては、必要な技術力、人材、そして施工する上においての施工力、つまり必要な重機等々の確保ができていくかどうかという多面的な面において、その整った業者にしてもらおう必要があるのではないのでしょうか。

したがって、五條市には工事発注基準というものが、前から設けられておりました、建築においては一億円以上の建築工事は業者の中でも一番上のランクのA級の業者にやってもらいましょうということを五條市の工事発注基準でも明らかにしているわけですね。

だから先ほど申し上げました選定委員会のメンバーの皆さん方は、この工事発注基準に基づいて業者のランクを具体的に決められました。その業者の具体的なランクを申し上げますと、いわゆる大変な工事でありますから、一つは大きな力のある業者とそして五條市内、奈良県内のそういう業者も一緒になった共同企業体、JVと言われておりますけれども、こういう共同企業体でこの工事をやってもらうのが適切ではないかという方針を出しました。その中で、親企業となる代表者の条件は奈良県内に本店、支店、または営業所を有し、建築一式工事の総合評価値が一千五百点以上であること。これが共同企業体の親業者の条件であります。この条件で言いますと、今回の五條市の消防庁舎の建設の入札に参加できる業者は十四業者あったわけです。だから五條市は条件を出しただけであって、この業者とこの業者にやってもらうという

業者の特定や指名はしていません。そして共同企業体のもう一方の子会社ですね。その業者の条件は奈良県内に本店を有し、建築一式工事の総合評定値が九百五十点以上あること。こういう条件を出しました。これに該当する業者は、奈良県内、全国、五條市を含めて十三業者であります。このうち、五條市内に何業者、この条件に該当する業者がおられるかと言いますと、悲しいかな、この間の不況の中で、事業をやめられた業者もおりまして、五條市内には二業者しかこの条件に該当する業者がおられないわけですね。そして、この方針で入札業者を募集したわけですね。そしたらどのような業者が応募されたのかと言いますと、五條市消防庁舎建設工事大林・田原特定建設工事共同企業体が一つです。もう一つは、錢高組・キタムラ特定建設工事共同企業体が入札業者の申請をされたわけです。だから、五條市の条件で言いますと、大手で十四業者も該当するし、子供の業者は十三業者も該当するのだけでも、入札業者の募集をすると二つの共同企業体しか応募がなかったわけですね。五條市から抑えたわけではないわけです。したがって、この業者で入札をしてもらわなければならないと、こうなるわけですね。

入札の結果はどうなったのかと言いますと、先ほど申し上げました二つの共同企業体は同額で入札されました。同額というのは、先ほど申し上げましたように、入札業者募集前に事前に公表しております最低制限価格、いわゆる九億四千六十三万一千円、この同じ額で二つの共同企業体が入札をされたわけですね。そしたら、ここではどちらの共同企業体にもらうか結論を出さないかんわけですからね。その結論を出す方法として、一億円以上の工事の場合は、総合評価落札方式簡易型一般競争入札でいこうと、しかし、一億円以下の工事の場合は、業者が入札した入札価格が同じ場合は、抽選でいこうというふうに五條市はなっているわけです。

だから今回の総合評価落札方式簡易型一般競争入札は、これはもうちゃんと数年前から決められた五條市の入札方針に基づいてやられているわけでありまして。一部の御意見がありましたように、五條市はこの総合評価落札方式簡易型と一般競争入札を組み合わせた入札方法でやったということですね。どちらか一方でやったのではないわけです。その結果、先ほど申し上げましたように、同じ額で入札があったと、その中でどちらの共同企業体に落札してもらうかということの結論を出さなければいけませんからね、その結論を出す上においては、五條市総合評価落札方式簡易型実施要領というのが、これは既に平成十九年に作られておりますから、これに基づいて総合評価をさせていただいた、総合評価に当たったメンバーは五條市の副市長、市長公室長、総務部長、都市整備部長、事業担当部長、監理課長及び学識経験者として県と五條土木の専門職員、この方も入ってもらったということですね。

そして、総合評価をした結果、技術評価点では五條市消防庁舎建設工事大林・田原特定建設工事共同企業体が一一七・六、錢高組・キタムラ特定建設工事共同企業体が一一六・六と一点だけ大林・田原共同企業体が上回って落札ということになったわけです。



この総合評価の審査も先ほど申し上げました五條市のメンバーでは何遍もやっておりますし、県の職員、土木の職員の専門職員との審査も二回以上にわたって行っております。だから、一部の特定の人が評価して決めたのではなしに、五條市の複数のメンバーで審査し、なおかつその上に県の専門職員、五條土木の専門職員、この人らの審査にも掛けて、技術評価点を出して上回った大林・田原特定建設工事共同企業体が落札をしたということであります。

したがって、この経過からいいますと、私は長年の五條市の公共工事の入札業務で起こった不正問題を解決するために最低制限価格、設計価格の事前公表、これも取り入れていきますね。そして、同時に十億前後の工事ですから、ただ安い金額で入札した業者にしてもらったらいいというわけにはいきません。そのどういう、いい工事をしてくれるかどうかのその点にも目配りをしなければならぬわけであります。

今回の総合評価の審査において、どういう点に絞って審査をしたかと言いますと、一つはコンクリート構造物ですからね、ひび割れ防止のための対策をどうとるか、そして完成した後の消防庁舎の維持管理費の縮減をどうするかと、もう一つは、建設用地は今井の予定地でありますから、大変交通量の多い国道二四号線に面しておりますから、工事車両の出入り、通学路の安全確保をどうするか、また周辺には東中、その他事業所、住宅等々ありますから、騒音防止対策をどうするかという、その他いろいろありますけれども、重点としては今申し上げましたこの三点で総合評価審査を行っております。

そういう審査の中で、落札業者が決められておるわけでありますからね、私はやはり今回の総合評価落札方式簡易型一般競争入札で行った今回の契約は本当にいいものを早く建てると、そして不正問題を起こさないという目配りをした契約ではなかったかなというふうには判断しております。

どうか市会議員の皆様方におかれましては、大変重要な消防庁舎、そして早く建てなければならぬ緊急性の求められる消防庁舎でございますので、この契約に多くの市会議員の皆さん方が賛成されまして、可決されることを心から訴えまして、賛成討論とさせていただきます。

(拍手)

次に、堀川浩美議員の発言を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、議第四十九号、工事請負契約の締結について、原案に反対の立場から討論いたします。

消防署の建設工事はなぜ大林と田原建設なのか、消防署の建設は九億八千七百六十六万二千五百五十円で、五條の市民が汗を流して働いて納めた税金で建設されようとしております。

議員の政務調査費でさえ用品の購入をオンブズマンは五條市内で買ってくれと言っているではないか。私も五條市内で買うのは大賛成でございます。五條市は一体何を考えているのか、同じJVを組むのであれば、五條市の田原建設とかキタムラとか、三業者でも四業者でも、それでも大林に負けるのであれば、五條市の業者が東になって力を合わせて五條市の消防署建設は五條市の業者に是非お願いいたします。

今、五條市で一番必要なことは、景気回復です。消防署の建設を五條市の業者に請け負っていただき、五條市の建設業者が元気になって、冷え切った五條市の景気の回復は行政が先頭に立ってこそ、五條市で良かったと市民から慕われます。

五條市の新しい消防署の建設は、五條市の景気回復のために一〇〇パーセント五條の業者でお願いいたします。

議員各位にはどうぞ御賛同賜りますよう、お願いいたしましたして私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。（拍手）

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第二、厚生建設常任委員会委員長から中間報告の申出がありますので、これを許します。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実） 議長から発言の許可をいただきましたので、厚生建設常任委員会において、閉会中もなお継続審査を要する

ものと決定しました議第五十号につきまして、審査の経過を御報告申し上げます。

本案は、去る、十七日の本会議において当委員会に付託され、十八日午前十時及び十九日午後二時三十分から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、審査をいたしたものであります。

議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入につきましては、御所市及び田原本町がごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理している一部事務組合に加入するため、やまと広域環境衛生事務組合規約の議決を求めるものである等の説明がありました。委員から、昨夜のごみ処理施設の説明会で市民の方が五條市のごみは五條市で処理するのが基本ではないかとの質問に対する市長のどう喝的な答弁についてただしたのに対し、「いろいろ話をする中で、ごみの中継所も決まっていないう状況であるのに、ごみ焼却場の候補地を市内で選定するのはもっと難しいという思いで、言葉の違いはあったかもしれないが言わせてもらった。」との答弁がありました。

委員から、七月十四日の野原地区での説明会資料にある建設費九十四億円の中に、リサイクル施設整備費が含まれているのかただしたのに対し、「一月六日、組合と二市一町の連名で循環型社会形成推進交付金事業の事業計画書を提出して、四月二十三日に回答をいただいているが、その中に九十四億円の内訳としてリサイクル施設整備として五條市と御所市で一日三トンの処理能力を有する施設整備費一億五千万円が組み込まれている。」等の答弁がありました。委員から、田原本町から聴いている話との違いについてただしたのに対し、「リサイクル施設整備費一億五千万円、破碎施設整備費六億三千万円を一つの建物の中にセッティングする予定で、二施設で七億八千万円であり、五條市のリサイクルプラザの建設費は七億四千万円であったので、同じくらいの規模である。また、この金額は計画を上げるための基礎的な金額であり、今後組合に加入し、環境調査並びに実施設計を行い、どのような規模が正しいかによりその金額が変わるものと考え。」との答弁がありました。委員から、リサイクル施設整備費の二市一町の負担についてただしたのに対し、「リサイクル施設は、御所市と五條市が使用するから二市で負担することになる。」との答弁がありました。

委員から、地元説明会に使用した資料にある九十四億円についてただしたのに対し、「今現在の段階では変わらないということ、環境調査及び実施設計ができれば変わってくると思われる。」との答弁がありました。

委員から、二市一町の現在あるごみ処理施設の解体費用についてただしたのに対し、「九十四億円の中に解体費用は含まれていない。御所市のごみ焼却施設の解体費用が含まれているということは聴いていない。」との答弁がありました。確認のため午後一時四十五分に暫時休憩をしました。

午後二時二十五分に再開し、委員が確認した結果、田原本町の独自のシミュレーションであるとの確認がとれました。

委員から、建設費の負担割合はごみの処理量で計算すると聴いていることから、五條市の昨年の災害関連ごみについてただしたのに対し、「平成二十三年一月から十二月のごみ量の中に入っているが、それが負担割合に影響するのは平成二十四年度の運営費の負担金だけであり、平成二十五年度以降は前年のごみ量で再計算することになっている。」との答弁がありました。委員から、建設費の負担割合についてただしたのに対し、「ごみ処理施設建設は平成二十六年度、二十七年、二十八年年度となるが、それぞれの前年のごみ量によって負担割合が決まってくるので、ごみの減量化に五條市が努力することで負担金は少なくなる。」との答弁がありました。

委員から、計画支援に関する事業についてただしたのに対し、「新施設の建設予定地の環境影響調査、測量、地質調査及び施設の基本設計並びに仕様書等の作成のための費用である。」との答弁がありました。

委員から、五條市のごみの持込量は全体の二八・一パーセントであるが、これらを処理する中継所についてただしたのに対し、「ごみの持込量は約三千トンあり、中継所のシミュレーションは、四角く囲んだガレージ状のようなもので職員三名程度配置することを考えているが、場所等については白紙の状態である。」との答弁がありました。

委員から、中継所の場所や施設の内容等の計画を打ち出してもらいたい等の意見がありました。

委員から、二市一町の現在のごみ処理施設の解体費用も含めて補助申請することについてただしたのに対し、「解体費用も含めた中で補助申請できるか検討していく。」との答弁がありました。

委員から、五條市からの負担が少なくなり、迷惑施設がなくなることは良いが、市民への説明不足が懸念されるので、細やかな説明会を実施してもらいたい等の意見とともに、やまと広域環境衛生事務組合への加入をこの臨時会で議決しなければならぬのかただしたのに対し、「御所市、田原本町が八月初旬に県・国に申請を上げていくとのことであるので、この臨時会で議決をしてもらいたい。」との答弁がありました。

午後三時九分に休憩に入りました。

午後四時十五分に再開し、委員から、理事者側からの説明等を聴かせてもらう中で正確な数字が出てきていないので、実際のメリット、デメリットもわからない。そして、今現在市民に説明会を実施している途中であること等の意見が出ましたが、意見調整のため四時二十四分に休憩に入りました。

午後四時四十六分、意見調整がつかず十八日の審査は終了しました。

翌十九日午後二時三十分から委員会を再開し、審査を行いました。

委員から、広報五條五月号のごみ処理の広域化のメリット、デメリットの訂正についてただしたのに対し、「八月の広報五條に変更になった数字を具体的に明記し、わかりやすく訂正する。ただし、紙面の状況により若干の内容変更があるかも知れない。」等の答弁がありました。

委員から、ごみ処理施設建設に係る合併特例債の財源についてただしたのに対し、「既に三十億五千万円は使用しており、新し尿処理施設費、消防庁舎、五條市役所新庁舎を併せると八十億九百四十万円となり、残りの額が二十七億二千万円となるので、広域でごみ処理施設建設の場合は使うことができるが、市単独では金額的に不足しているので使うことができない。」との答弁がありました。委員から、市単独の場合でも二十七億分だけを合併特例債を使用できるかただしたのに対し、「合併特例債と一般廃棄物処理事業債の併用はできる。」との答弁がありました。その後理事者側から、「再度調べているので、結果がわかり次第報告する。」との答弁がありました。

委員から、市民向けの資料にごみ処理施設建設地の借地料及びごみ運搬料を掲載することについてただしたのに対し、「建設用地の面積を聴いていない中で金額を明記するのはいかなものかと思っている。ごみ運搬料については、みどり園から新施設までの往復の距離は約四キロメートルで、二トンのパッカー車で一台の単価が二千三百五十円と試算し、年間七千五百台運行するとして一千七百六十万円と、搬入ごみ三千五百トンを一トンの車で一台の単価が六千円と試算し、年間三百五十台運行すると二百二十万円で合計で約二千万円となる。」との答弁がありました。

委員から、慎重審査を期するため、閉会中の継続審査を望む動議が提出されたところ、他の委員から、御所市や田原本町にも関係する議案は、いつまでも審査を引き延ばすものではなく、採決をすべきであるとの意見がありました。委員から、動議を起立による採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査とすべきものとするに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）以上で厚生建設常任委員会中間報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第三、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

厚生建設常任委員会で審査中の、議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入について、会議規則第四百条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、閉会中継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。厚生建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって厚生建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。（「十四番」の声あり）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）動議を提出させていただきます。

その内容は、ただいま閉会中の継続審査になりました議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入議案につきましては、会議規則第四百四十四条第一項の規定により、七月二十六日までに審査を終わるよう期限を付けることを求めさせていただきます。

よろしく願います。（「二番」の声あり）

○議長（益田吉博）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）動議を申し上げたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

議長から発言の許可をいただきましたので、議会運営に関する質問と意見を申し上げます。

ただいま厚生建設常任委員長の報告のとおり、議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への参加について閉会中の継続審査とすることが可決されました。

厚生建設常任委員長始め委員各位には早速精力的に審査をして、すぐにも結論を出してくださるよう強く要望いたします。

昨日の委員会でも一昨日の委員会でも、議長から今日のこの本会議で、本議案に関して閉会中の継続審査とすることが可決されれば、通常は次の定例会までに審査を終わればよいということになるので、次の定例会は九月、それでは間に合わないことや、それがわかっていて継続審査にすることは、厚生建設常任委員会の認識が問われかねぬ。市民に対しても、厚生建設常任委員会に所属していないほかに議員に対しては無責任であるといった御意見があり、私もそのように思います。

仮に委員会の審査に時間が掛かり必要な時期までに臨時会が開かれないなどということにでもなれば、議会は本案そのものを審査する必要

がなくなり、私たち議員はやまと広域環境衛生事務組合へ加入することの賛否について意思表示をする機会を失うこととなります。

議会は議決機関であります。議会の責務は市長の提案に対して意思決定することであり、多様な意見の代表である議員は市民の負託を受けております。市民の負託を受けた議員がそれぞれの立場で賛成か反対を意思表示することが求められており、またそうでなければ議員として存在意義がありません。それはここにおられる議員全員同じではないでしょうか。

私たち議員がこの議第五十号に対する意思表示をするためには、厚生建設常任委員会においては早く結論を出していただき、また議会運営委員会の委員各位にも同じく、私たち議員全員にこの大切な議案に対する表決の機会を保障してください。さるようお願いし、私の意見といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）動議ですけれども、大谷議員の動議は賛成者二人以上いなければ、取り上げられないのですけれども……（「賛成」の声あり）

ただいま大谷龍雄議員から、厚生建設常任委員会に付託された審査中の議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入については、七月二十六日までに審査を終わるよう期限を付けられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）賛成多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり議第五十号に審査期限を付けることについて、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって、厚生建設常任委員会に付託され、審査中の議第五十号については、七月二十六日までに審査を終わるよう期限を付けられたいとの

動議は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（益田吉博）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励いただき、また円滑なる議会運営に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

理事者側各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の層の向上を目指して御精励賜りますようお願い申し上げます、簡単にございますが、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。（拍手）

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十四年第二回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、御審議を賜りありがとうございました。

議員各位からいただきました御意見を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

毎日、厳しい暑さが続いておりますが、議員各位におかれましては、どうぞ健康に御留意していただき、更に御活躍賜りますことをお祈り申し上げます、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）これをもって、平成二十四年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午前十時五十三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。



署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
峯	山	池	益
林	田	上	田
宏	澄	輝	吉
政	雄	雄	博

